

## 第3回瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン（仮称）策定懇談会

日時 平成27年11月13日(金)

午前10時～

場所 高松市男女共同参画センター第8会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議 事

- (1) 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏（仮称）における取組内容等について
- (2) その他

#### 3 閉 会

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏（仮称）の取組事業について  
～連携を想定する取組事業～

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏（仮称）の取組事業は、連携中枢都市である高松市（甲）と近隣市町（乙）が、それぞれで1対1の連携協約を締結して実施する。

1 目 的
この連携協約は、連携中枢都市としての宣言を行った甲とその宣言に賛同した乙が、人口減少、少子・超高齢社会においても、経済を活性化し、圏域全体の魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことのできる圏域を形成することを目的として、必要な事項を定めるものとする。
2 基本方針
甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する事務において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。
3 連携する具体的事項
「取組事業一覧」のとおり
4 事務の執行等に係る基本的事項
前条に規定する事務を処理するために要する費用の分担については、甲及び乙が協議して別に定める。 甲及び乙は、圏域の連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。
5 失効
甲又は乙が、この連携協約の失効を求める場合は、あらかじめ地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経てその旨を相手方に通告できるものとする。 前項の通告は、書面によって行わなければならない。 前項の書面には、議会の議決書の写しを添付しなければならない。 この連携協約は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失うものとする。

取組事業一覧表

取組体系	要綱記載取組	区分	連携を想定する取組(事業)	連携市町						取組の内容	甲(高松市)の役割	乙(連携市町)の役割	
				さぬき	東かがわ	土庄	小豆島	三木	直島				綾川
ア 圏域全体の経済成長のけん引(※13事業)													
a	産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備		産学金官民による懇談会の設置・運営等	●	●	●	●	●	●	●	産学金官民による懇談会の設置・運営を行う。	産学金官民一体となった懇談会の設置・運営等を行い、中心となって圏域の経済成長をけん引する取組を行う。	懇談会の設置・運営に関し、甲に協力するとともに、圏域の経済成長に関する取組を、甲と連携して行う。
b	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成		中小企業経営力強化事業			●	●				圏域内の中小企業の経営力強化に努める。	中小企業の経営力強化につながる諸事業を展開する。	中小企業の経営力強化につながる諸事業について、市(町)内企業の利用・参画を促す。
c	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大		ブランド農産物育成支援事業	●	●	●				●	圏域内の多様な地域資源について、ブランド化を進め、販路拡大等を通じて地域経済の裾野の拡大を図る。	ブランド化に向けてイベント等の事業を展開する。	イベント等の事業の開催を市(町)内に広く周知するとともに、必要な協力を行う。
d	戦略的な観光施策		国内誘客促進事業	●	●	●	●	●	●	●	観光資源を活用したプロモーションや、大規模イベントの開催等を通じて、圏域内への観光客等、交流人口の増加に取り組む。	観光資源を活用したプロモーションや、大規模イベントの開催等を通じて、圏域内への観光客等、交流人口の増加に向けた取組を中心となって行う。	圏域内への観光客等、交流人口の増加に向けた取組に協力する。
	定住	観光プロモーション事業	●	●	●	●	●	●	●				
		海外誘客促進事業	●	●	●	●	●	●	●				
	定住	国内外観光客向け情報発信事業	●	●	●	●	●	●	●				
	定住	瀬戸内国際芸術祭推進事業			●	●		●					
	定住	新たな観光プランの企画、販売等	●	●	●	●	●	●	●				
	定住	イベント交流の促進	●	●	●	●	●	●	●				
		デリバリーアーツ事業	●	●	●				●				
	定住	文化芸術鑑賞等の機会の提供	●	●	●	●	●	●	●				
		観光バリアフリーのためのUDマップ作成	●	●	●	●	●	●	●				

取組事業一覧表

取組体系	要綱記載取組	区分	連携を想定する取組(事業)	連携市町						取組の内容	甲(高松市)の役割	乙(連携市町)の役割	
				さぬき	東かがわ	土庄	小豆島	三木	直島				綾川
<b>イ 高次の都市機能の集積・強化(※7事業)</b>													
a	高度な医療サービスの提供	定住	新病院整備事業			●	●	●	●	●	医療体制の整備や充実等、安定的な診療体制の確立に取り組む。	医療体制の整備や充実等、安定的な診療体制の確立に向けた取組を中心となって行う。	甲が行う安定的な診療体制の確立に向けた取組に、必要な協力を行う。
		定住	医療人材の確保・育成					●					
		定住	医療職員の交流等	●		●	●	●		●			
b	高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築		ICカードを利用した公共交通利用促進事業	●		●	●	●		●	圏域の内外から多様な人々が集まることができる、広域的公共交通網の利便性向上に取り組む。	広域的公共交通網の利便性向上に向けた取組を進める。	広域的公共交通網の利便性向上に協力し、市(町)民における公共交通の利用促進を図る。
c	高等教育・研究開発の環境整備		大学と連携した、将来の圏域を担うリーダーの育成	●	●	●	●	●	●	●	産学官の連携、特に高等教育機関と連携し、圏域の将来を担うリーダーの育成や、研究成果の民間での活用促進等を図る。	圏域の将来を担うリーダーの育成に向けて、高等教育機関やそこで学ぶ人材への支援等を行う。	地域における課題を調査・分析し、高等教育機関と連携して解決すべき地域課題を明確にする。
		定住	産学官連携推進事業	●	●	●	●	●	●	●			
d	その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策		サンポート高松北側街区整備事業	●	●	●	●	●		●	高次都市機能にふさわしい公共空間の整備を行う。	高次都市機能にふさわしい公共空間を整備し、幅広い世代の利用促進を図る。	施設の整備、利用促進に必要なに応じて協力する。
<b>ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上(※58事業)</b>													
A 生活機能の強化に係る政策分野	a 地域医療		高松市民病院・塩江分院・香川診療所運営事業			●	●	●	●	●	病院、診療所等の適切な役割分担の下、島しょ部を含む当圏域の地理的特性を踏まえ、必要な地域医療を確保する。	高松市立病院を中心に、近隣市町を含めた適切な地域医療連携を進める。	地域医療連携に協力して取り組む。
		定住	救急医療体制の確保					●	●	●			
		定住	救急艇の活用			●	●			●			
			島しょ部(土庄町及び小豆島町)への医師派遣事業			●	●						
		定住	遠隔医療ネットワークを使った連携	●		●	●	●		●			

取組事業一覧表

取組体系	要綱記載取組	区分	連携を想定する取組(事業)	連携市町						取組の内容	甲(高松市)の役割	乙(連携市町)の役割		
				さぬき	東かがわ	土庄	小豆島	三木	直島				綾川	
A 生活機能の強化に係る政策分野	b 介護	定住	地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護)広域利用事業						●		介護制度の運用に当たって必要な手続きを連携して進めるほか、必要な介護サービスを確保する。	介護に関して連携して取り組む事業について、率先して調整に当たる。	介護に関して連携して取り組む事業について、積極的に協議に参加し協力を行う。	
			医療介護連携事業						●					
			地域包括支援センター運営事業			●	●	●						
			認知症ケア推進事業			●	●	●						
			地域ケア会議推進事業			●	●	●						
		定住	徘徊高齢者保護ネットワーク	●	●			●		●				
		定住	介護認定審査会事業					●	●	●				
	c 福祉	障害者福祉	定住	自立支援協議会運営事業					●	●		障害者福祉に関する事業を連携して取り組むことにより、圏域において、障害がある人もない人も互いに共生できる地域社会の実現を図る。	圏域における協議会や審査会等を主催し、市内の施設等、地域資源を生かした障害者福祉施策を展開する。	会議の場において必要な情報を提供するとともに、事業の運営維持に協力する。
			定住	障害支援区分等審査会業務の連携					●	●	●			
				「在宅療養後方支援病院」の施設基準取得及び「地域包括ケア病棟」設置事業	●		●	●	●		●			
子育て		定住	ファミリー・サポート・センター事業	●				●		●	子育て世帯の支援に係る地域資源を相互補完することにより、圏域内で手厚い子育て支援の実現を図る。	サービスの相互補完に当たり、中心的に調整を行う。	サービスの相互補完に協力する。	

取組事業一覧表

取組体系	要綱記載取組	区分	連携を想定する取組(事業)	連携市町							取組の内容	甲(高松市)の役割	乙(連携市町)の役割	
				さぬき	東かがわ	土庄	小豆島	三木	直島	綾川				
A 生活機能の強化に係る政策分野	d 教育・文化・スポーツ	教育	定住 移動図書館巡回事業						●		教育に関する情報共有や研修会、施設の共同利用や人材育成を行う。	圏域内の情報の集約と共有、研修会の主催を行うとともに、施設・設備の共同利用に向けた体制の整備を行う。	情報の集約や施設利用についての広報等、必要な協力を行う。	
			読書推進ボランティア養成事業	●	●	●	●	●	●	●				
			帰国児童等指導援助事業					●		●				
			特別支援教育推進事業			●	●	●		●				
			こども未来館学習体験事業	●		●	●	●	●	●				
		文化	史跡石清尾山古墳群保存・整備事業	●	●							圏域内における遺跡・史跡の調査や情報発信等を行う。	圏域内各市町の遺跡・史跡の紹介及び調査成果の発信等を行う。	市(町)内の遺跡・史跡に関する講座等の開催時における資料提供、広報の協力等を行う。
			高松城跡等整備事業		●	●								
			史跡天然記念物屋島保存・整備事業(讃岐ジオパーク認定支援事業)		●	●								
			高松市埋蔵文化財センター運営事業	●	●	●	●				●			
		スポーツ	定住 中学校総合体育大会等の連携					●	●			施設の共同利用や大会の共同開催、地域密着型のトップスポーツチームの観戦機会の提供等、スポーツに関する様々な地域資源の共同利用を進める。	施設の利用方法や大会・イベント等の実施方法の検討を行う。	参加者の募集・受付のほか、必要な協力を行う。
			定住 高松市屋島陸上競技場(仮称)の活用	●	●	●	●	●	●	●				
			定住 地域密着型トップスポーツチーム支援事業(地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供)	●	●	●	●	●	●	●				

取組事業一覧表

取組体系	要綱記載取組	区分	連携を想定する取組(事業)	連携市町							取組の内容	甲(高松市)の役割	乙(連携市町)の役割
				さぬき	東かがわ	土庄	小豆島	三木	直島	綾川			
A 生活機能の強化に係る政策分野	f 地域振興		経営所得安定対策推進事業					●			農業の再生や生涯学習・男女共同参画に関する取組等、地域振興に係る取組を行う。	圏域内の情報の集約と発信等を行う。	市(町)における関連情報の提供、住民への周知等を行う。
			人・農地プラン推進事業					●					
			グリーン・ツーリズム推進事業			●	●	●					
		定住	産学官連携推進事業(再掲)	●	●	●	●	●	●	●			
			生涯学習推進事業			●	●						
			男女共同参画センター学習研修事業			●	●			●			
	g 災害対策	定住	災害時相互応援協定	●	●	●	●	●	●	●	大規模災害発生時における相互応援の充実強化を図るとともに、消防等に関する連携を強化する。	大規模災害発生時に相互に応援を行うとともに、消防事務を受託し、処理する。(三木、綾川)	大規模災害発生時に相互に応援を行うとともに、甲に消防事務を委託する。(三木、綾川)
		定住	香川県消防相互応援協定	●	●	●	●	●	●	●			
		定住	高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定					●		●			
		定住	消防業務の事務委託					●		●			
		地域防災対策事業						●		大規模災害発生時に相互に応援を行うほか、震災対策訓練に当たり、率先して調整に当たる。(直島)			

取組事業一覧表

取組体系	要綱記載取組	区分	連携を想定する取組(事業)	連携市町							取組の内容	甲(高松市)の役割	乙(連携市町)の役割		
				さぬき	東かがわ	土庄	小豆島	三木	直島	綾川					
A 生活機能の強化に係る政策分野	h 環境	定住	一般廃棄物の処理業務								●	環境学習や普及啓発等に取り組む。(さぬき、東かがわ、土庄、小豆島、直島)	環境学習や普及啓発に係る事業の企画等を行う。(さぬき、東かがわ、土庄、小豆島、直島)	環境学習や普及啓発に係る事業の広報等について協力する。(さぬき、東かがわ、土庄、小豆島、直島)	
		定住	一般廃棄物の埋立処分業務								●				
		定住	し尿処理業務					●			●				
		定住	し尿貯留槽管理業務								●				
		定住	環境学習推進事業	●	●	●	●	●	●	●	●				
		定住	小型家電等リサイクル推進事業	●	●	●	●	●	●	●	●				
		定住	環境負荷の少ない自動車の普及促進	●	●	●	●	●	●	●	●				
			緑のカーテン事業			●									
		定住	不法投棄対策事業の推進	●	●	●	●	●	●	●	●				●



取組事業一覧表

取組体系	要綱記載取組	区分	連携を想定する取組(事業)	連携市町							取組の内容	甲(高松市)の役割	乙(連携市町)の役割
				さぬき	東かがわ	土庄	小豆島	三木	直島	綾川			
B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	a 地域公共交通		ICカードを利用した公共交通利用促進事業(再掲)	●		●	●	●		●	地域公共交通の利便性向上につながる取組を圏域内で行う。	地域公共交通の利便性向上につながる取組の実施に向け、事業者との調整、制度導入支援等を行う。	地域公共交通の利便性向上につながる取組の実施に向け、事業者及び甲の活動を支援する。
			コミバス等へのIruCa導入事業	●		●	●	●		●			
	c 道路等の交通インフラの整備・維持		橋梁改築修繕事業	●	●	●	●	●	●	●	橋梁や道路の修繕・改良を、圏域内の視点で計画的・効率的に実施する。	長寿命化修繕計画について、情報を集約・共有し、行政区域界の事業については連携して実施する。	長寿命化修繕計画について、必要な情報を提供し、行政区域界の事業については連携して実施する。
			道路新設改良事業	●		●		●		●			
	d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消		ブランド農産物育成支援事業(再掲)	●	●	●				●	地域の特産農産物について、連携してブランド化を進め、消費の拡大を図る。	ブランド化に向けてイベント等の事業を展開する。	イベント等の事業の開催を市(町)内に広く周知するとともに、必要な協力を行う。
e 地域内外の住民との交流・移住促進	定住	自然体験等を通じた住民の交流の促進	●	●	●	●			●	圏域内外の人々が圏域の多様な魅力に触れ、住民と交流を深める取組を実施するほか、圏域内への移住を促進する。	取組内容の検討を進めるとともに、実施する事業の周知・啓発を行う。	イベントの実施、周知・啓発を甲と協力して行う。	
		移住・交流促進事業	●	●	●	●	●	●	●				
C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野		定住	人材育成事業、合同研修等の実施	●	●	●	●	●	●	人材の育成や、施設の共同利用等、圏域マネジメント能力の強化や圏域が持つ資産の有効な活用につながる取組を実施する。	研修等の企画・運営を行う。	研修等の周知と参加の促進を行う。	
			地域コミュニティ人材養成事業	●	●	●	●	●	●				
			公共施設の共同利用、共同設置に関する調査研究事業	●	●	●	●	●	●				
計				43	36	56	49	57	39	56			

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン(仮称)  
に掲載を予定している項目 I



# 《 目 次 》

<b>I. ビジョンの概要</b> .....	1
1. 策定の趣旨 .....	1
2. 連携中枢都市圏の名称・構成自治体 .....	1
3. 計画期間 .....	1
<b>II. 圏域の現状</b> .....	2
1. 連携中枢都市圏と構成自治体の概要 .....	2
2. 構成自治体における高松市への通勤・通学の状況 .....	4
3. 人口・世帯 .....	4
4. 経済産業 .....	6
5. 高次都市機能 .....	13
6. 生活関連機能 .....	19
<b>III. 圏域の将来像と目標</b> .....	21
1. 目指すべき将来の姿 .....	21
2. 将来の人口の目標 .....	21
<b>IV. 将来像実現に向けた取組</b> .....	22
<b>V. 推進体制・進行管理</b> .....	23
1. 推進体制 .....	23
2. 進行管理 .....	23











## 2. 構成自治体における高松市への通勤・通学の状況

連携中枢都市圏の構成自治体における高松市への通勤・通学者の状況(2010年)は、以下のとおりです。

図表 II-1 構成自治体における高松市への通勤・通学の状況(2010年)

(単位:人)

構成市町	① 常住する 就業者・通学者	② 高松市への 通勤・通学者	③ 通勤・通学 割合
さぬき市	23,199	7,918	0.341
東かがわ市	13,949	1,932	0.139
土庄町	6,193	298	0.048
小豆島町	6,443	155	0.024
三木町	13,503	6,608	0.489
直島町	1,651	32	0.019
綾川町	11,114	4,902	0.441
構成市町計	76,052	21,845	0.287

(注) ③通勤通学割合=②/① ※なお、常住する就業者数は、自宅従業者を除く。  
(資料) 総務省「平成22年 国勢調査」

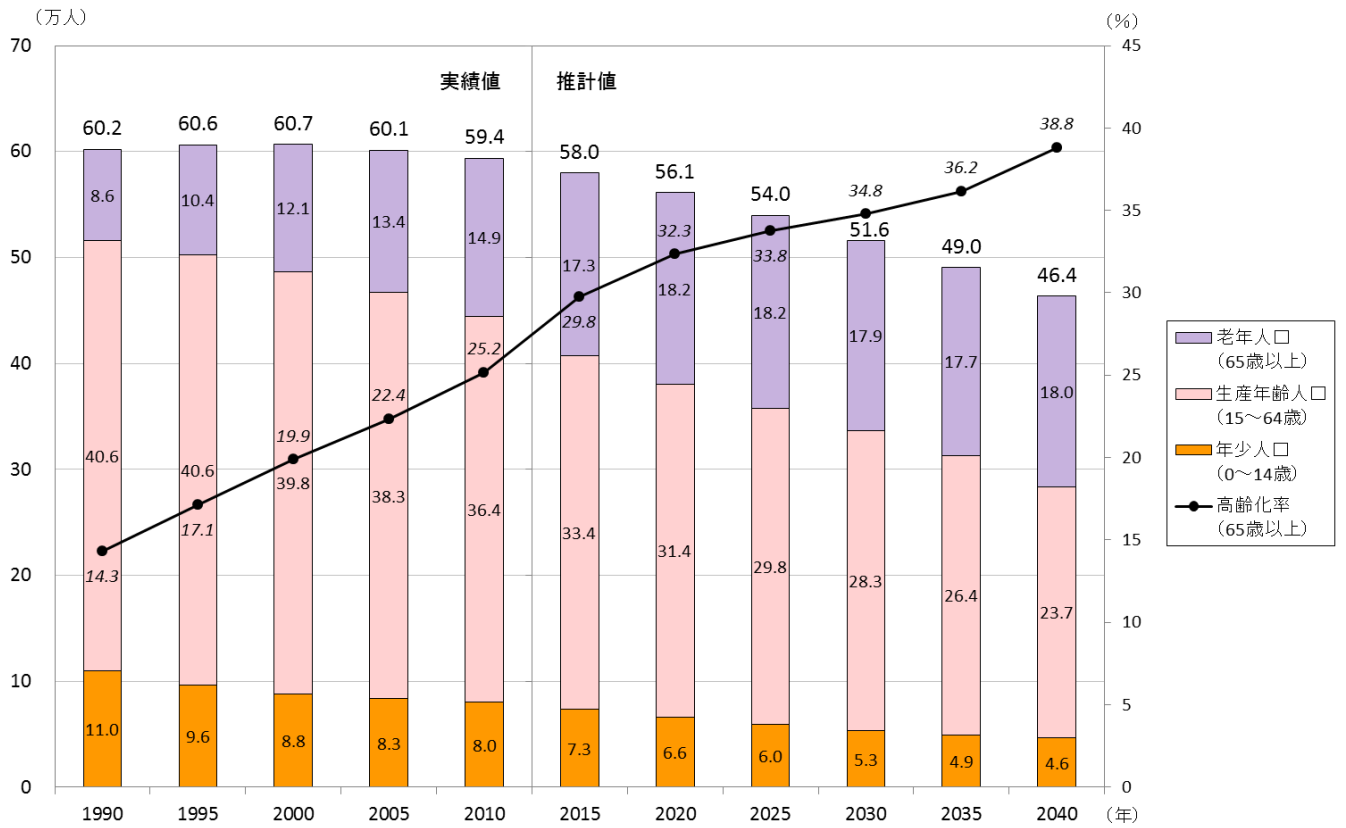
## 3. 人口・世帯

圏域全体の総人口は、2000年の60.7万人をピークに減少傾向にあります。2010年に59.4万人であった総人口は、2020年に54.0万人となり、2040年には46.4万人まで減少することが見込まれています。

近年の圏域の人口動態をみると、毎年約2万人前後の転出、転入がありますが、出入りはほぼ均衡しています。一方、年間出生数が5千人を割り込んで減少傾向であるのに対し、死亡数は6千人を超えて年々増加傾向にあるため、自然減の幅が徐々に拡大しています。

世帯数については、人口が減少傾向に入った後も増加を続けており、2010年の世帯総数は24万世帯となっています。近年は、高齢化の影響もあって、単独世帯の増加が顕著となっています。

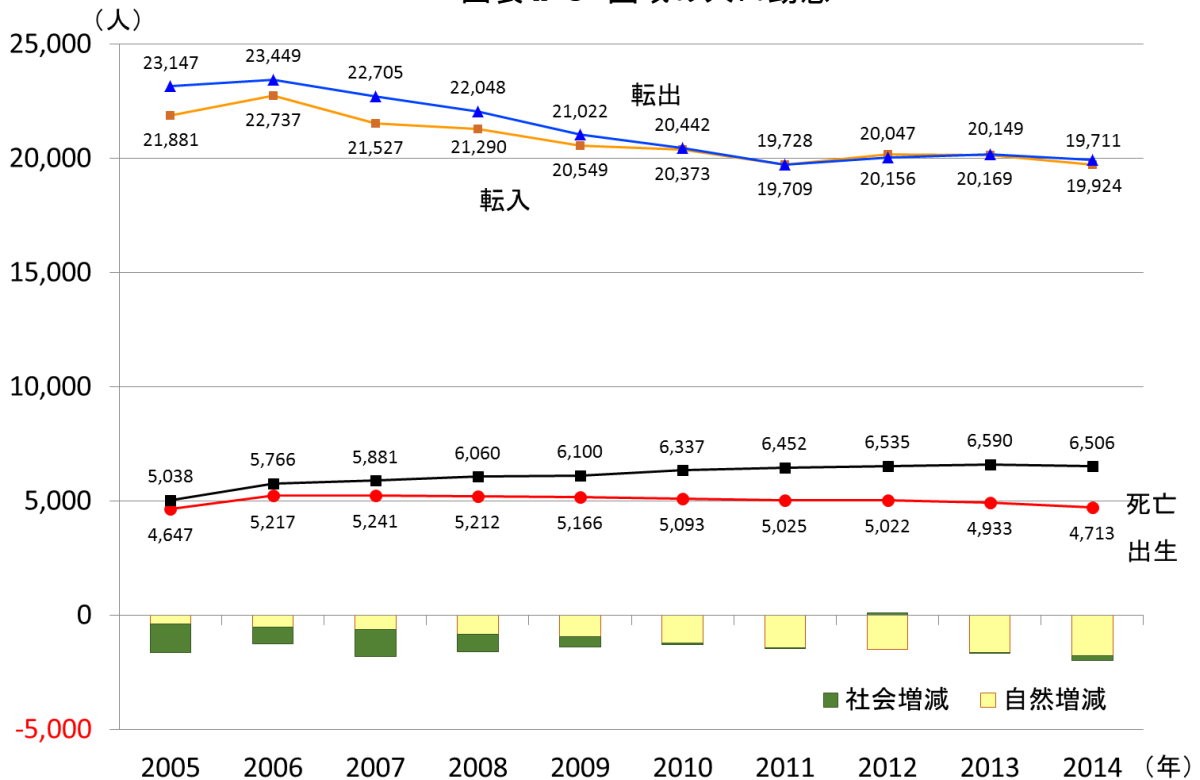
図表 II-2 圏域の年齢3区分別人口の推移と高齢化率の見通し



(注) 四捨五入の関係上、内訳の数値の合計地と総数が一致しないことがある。

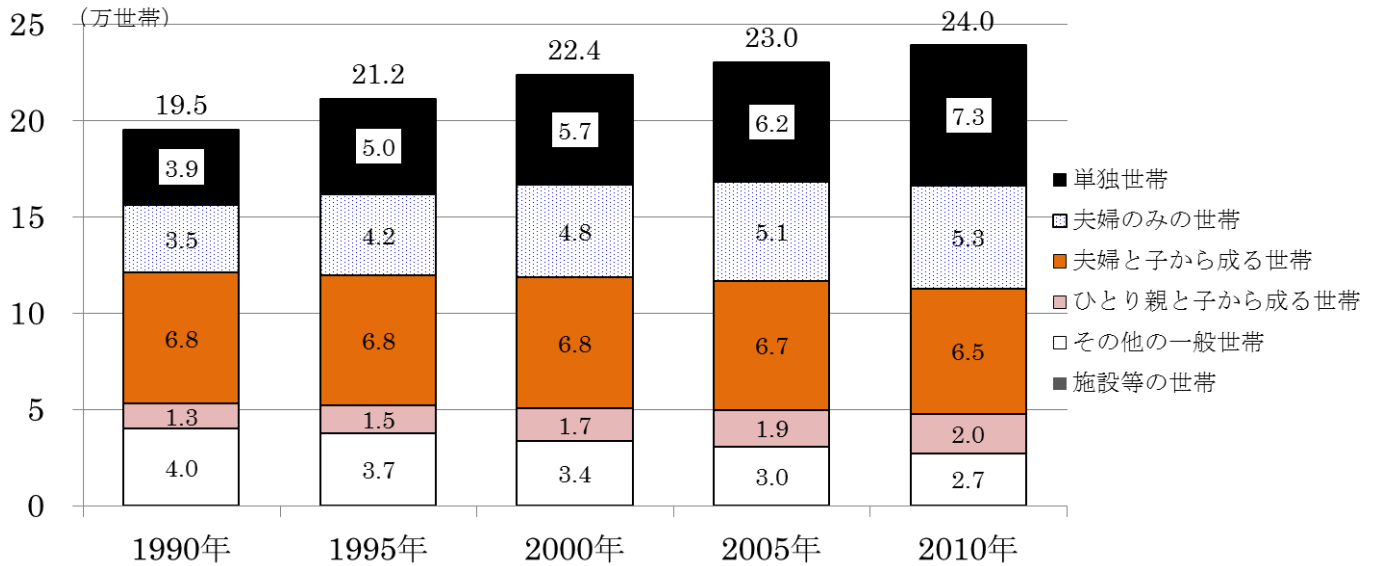
(資料) 総務省「平成 22 年 国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成 25 年3月推計)

図表 II-3 圏域の人口動態



(資料) 香川県「人口移動調査報告」

図表 II-4 圏域の類型別世帯数の推移



(注) 四捨五入の関係上、内訳の数値の合計地と総数が一致しないことがある。

(注) 世帯総数には、「施設等の世帯」を含む。

(資料) 総務省「国勢調査」

#### 4. 経済産業

圏域内の産業構造をみると、「卸売業、小売業」が事業所数、従業者数ともに全体の約 1/4 を占める最大の産業となっています。その他に、事業所数、従業者数が多い産業は「建設業」「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」です。

従業者数による特化係数では、電力会社の本社があるため、「電気・ガス圏・熱供給・水道業」の値が高くなっていますが、その他に、「複合サービス」「農林漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「金融業、保険業」の特化係数も 1.2 を超えています。

圏域内の製造業は、従業者数で県内の 5 割弱を占めていますが、近年その比率は徐々に低下しつつあります。小売業については、年間販売額で県内の 6 割強、売場面積で約 6 割弱を占めていますが、小売り吸引力をみると、中心市である高松市の他に、大規模なショッピングセンターが立地する綾川町なども高い値を示しています。

圏域内のサービス業の従業者数は、県内の 7 割弱を占め、多くのサービス業がこの圏域に集中しています。特に、「金融業、保険業」「不動産、物品賃貸」「教育、学習支援事業」については県内に占める比率が 7 割強と非常に高くなっています。

圏域内の主要観光地としては、小豆島、栗林公園、屋島がありますが、いづれも 1990 年代に観光客が大きく減少した後、2000 年以降はほぼ横這いで推移しています。

図表 II-5 圏域内の産業別事業所数・従業者数(民営)

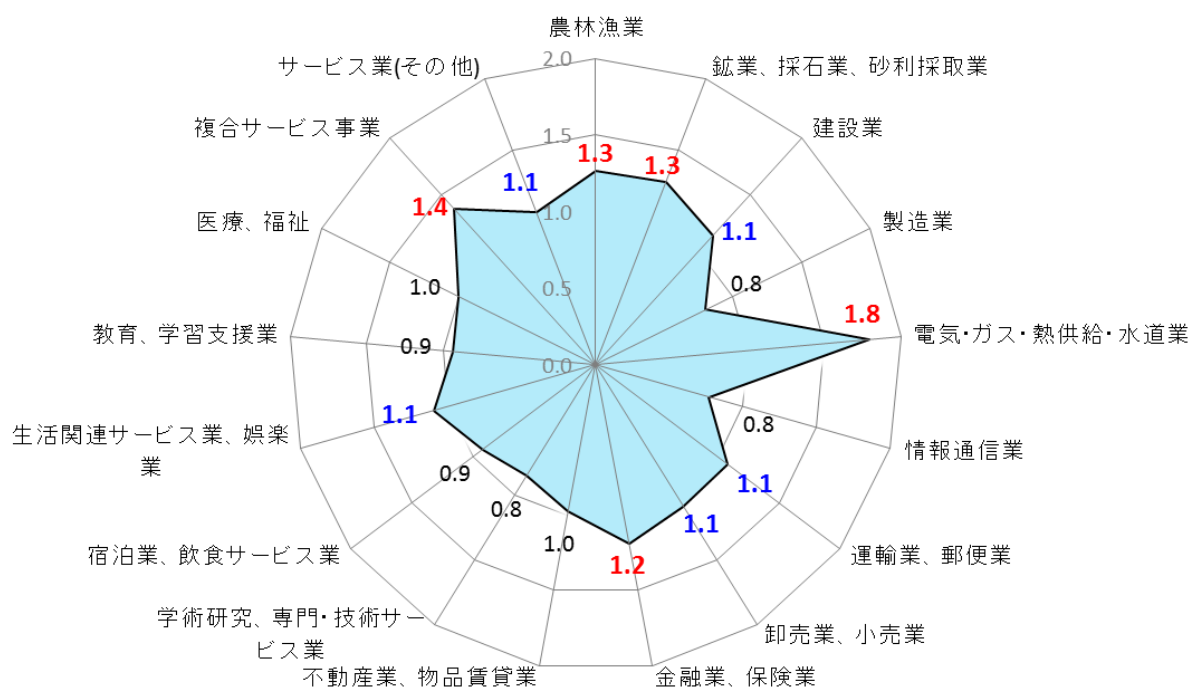
(単位:カ所、人)

業 種	事業所数		従業者数	
	実数	構成比	実数	構成比
全産業	25,456	100.0%	228,958	100.0%
農林漁業	190	0.7%	1,893	0.8%
鉱業、採石業、砂利採取業	22	0.1%	118	0.1%
建設業	2,551	10.0%	18,762	8.2%
製造業	2,418	9.5%	33,283	14.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	19	0.1%	1,703	0.7%
情報通信業	276	1.1%	5,166	2.3%
運輸業、郵便業	638	2.5%	14,930	6.5%
卸売業、小売業	6,793	26.7%	51,943	22.7%
金融業、保険業	542	2.1%	8,555	3.7%
不動産業、物品賃貸業	1,711	6.7%	5,708	2.5%
学術研究、専門・技術サービス業	1,060	4.2%	5,853	2.6%
宿泊業、飲食サービス業	2,778	10.9%	17,898	7.8%
生活関連サービス業、娯楽業	2,058	8.1%	10,134	4.4%
教育、学習支援業	699	2.7%	6,365	2.8%
医療、福祉	1,561	6.1%	24,873	10.9%
複合サービス事業	237	0.9%	2,264	1.0%
サービス業(他に分類されないもの)	1,903	7.5%	19,510	8.5%

(注)      : 事業所数又は従業者数で10%以上の構成比を占める産業

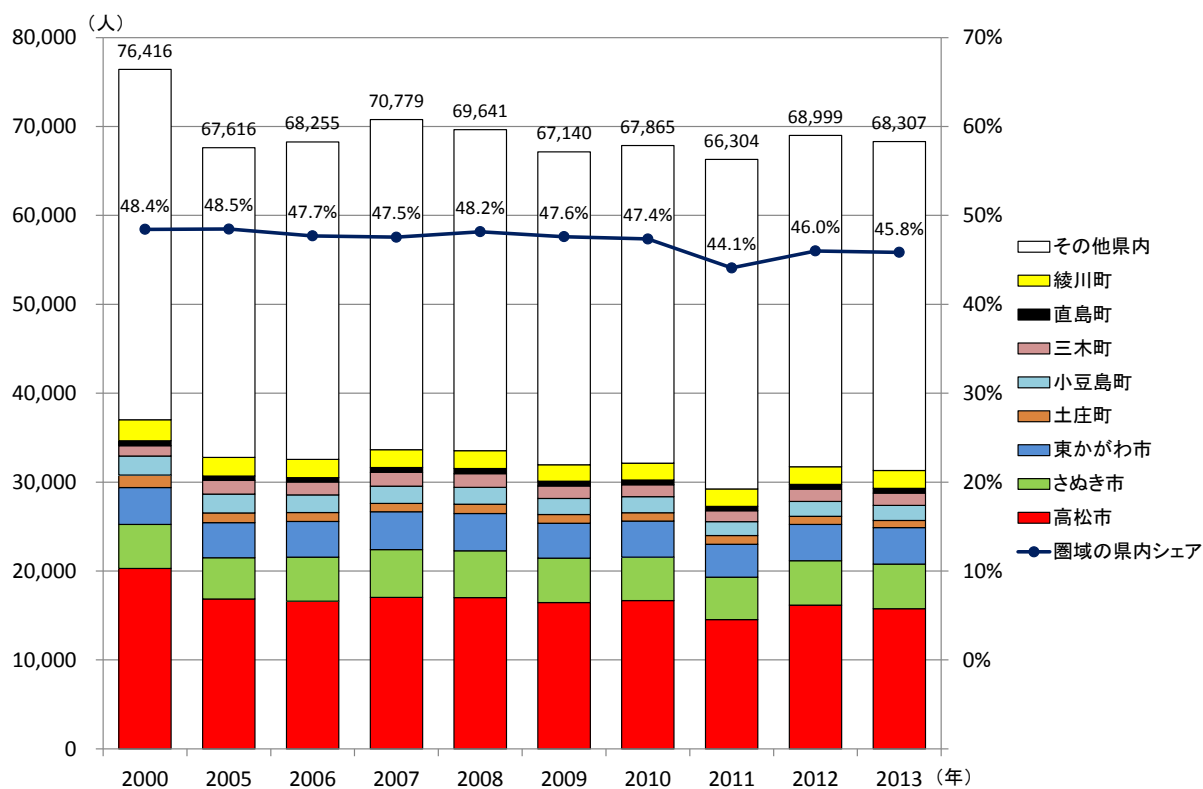
(資料) 総務省「平成 24 年経済センサス 活動調査」

図表 II-6 圏域内の従業者数からみた産業別特化係数(平成 24 年)



(資料) 総務省「平成 24 年経済センサス 活動調査」

図表 II-7 香川県内における圏域内市町の製造業従業者数の推移



(注)従業員4人以上の事業所 (資料) 経済産業省「工業統計」

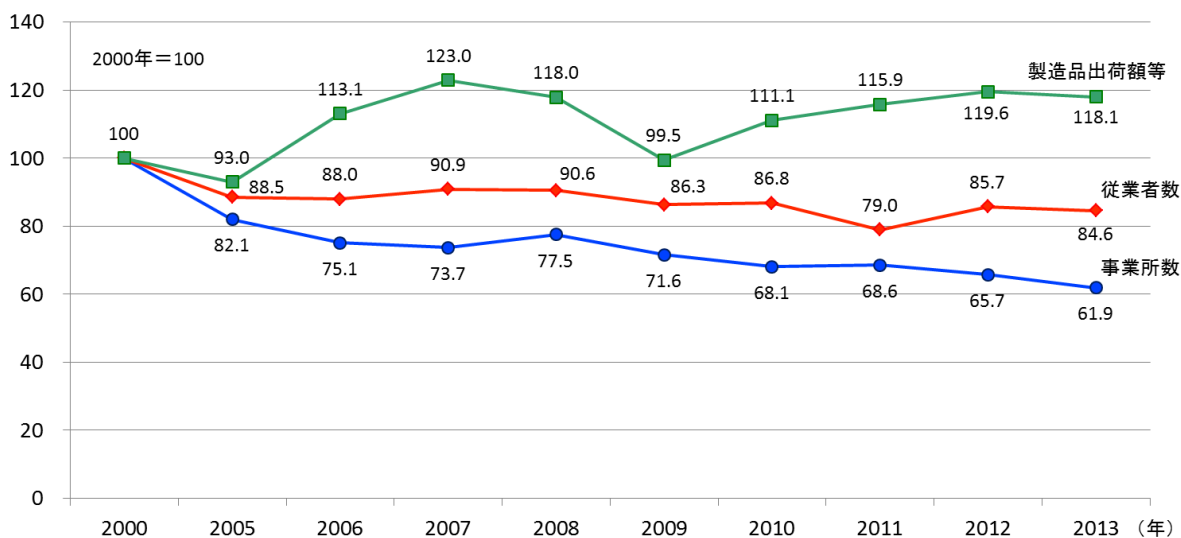
図表 II-8 製造業の事業所数・従業員数・製造品出荷額等

(単位:カ所, 人, 億円)

	2000年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
事業所数	1,817	1,491	1,365	1,340	1,409	1,301	1,237	1,247	1,194	1,125
従業員数	37,012	32,771	32,556	33,652	33,538	31,958	32,135	29,232	31,736	31,315
製造品出荷額等	9,246	8,598	10,462	11,370	10,908	9,196	10,277	10,714	11,059	10,917

(注)従業員4人以上の事業所 (資料) 経済産業省「工業統計」

図表 II-9 製造業の事業所数・従業員数・製造品出荷額等



(注)従業員4人以上の事業所 (資料) 経済産業省「工業統計」

図表 II-10 圏域内の小売業の年間販売額・売場面積

	年間商品販売額		売場面積		小 売 吸引力	小 売 集中度
	(百万円)	構成比	(㎡)	構成比		
高松市	444,230	49.7%	613,550	42.7%	1.17	1.01
さぬき市	30,441	3.4%	53,037	3.7%	0.65	0.70
東かがわ市	21,648	2.4%	39,718	2.8%	0.73	0.83
土庄町	15,982	1.8%	31,062	2.2%	1.20	1.45
小豆島町	9,038	1.0%	15,615	1.1%	0.63	0.68
三木町	18,380	2.1%	26,083	1.8%	0.72	0.64
直島町	1,281	0.1%	1,612	0.1%	0.44	0.34
綾川町	25,774	2.9%	57,508	4.0%	1.18	1.63
圏域計	566,774	63.5%	838,185	58.3%		
香川県	892,942	100.0%	1,437,053	100.0%	1.00	1.00

(注)小売吸引力・・・対象地域の人口1人当たりの小売業年間販売額を県の人口1人当たりの販売額で割った値(指数)。当該地域が買物客を引き付ける力を表す指標であり、指数が1.0以上の場合は、買物客を外部から引き付け、1.0未満の場合は、外部に流出していると見ることができる。

小売集中度・・・ここでは、対象地域の人口1人当たりの小売業売場面積を県の人口1人当たりの売場面積で割った値(指数)を「小売集中度」とした。当該地域の売場面積の密度が県平均に対してどの程度高いかを表す指標であり、指数が1.0以上の場合は、売場面積が相対的に集中していると見ることができる。

(資料) 総務省「平成24年 経済センサス 活動調査」、香川県「平成24年 香川県人口移動調査 報告」

図表 II-11 圏域内の主なサービス業の従業者数と県内構成比

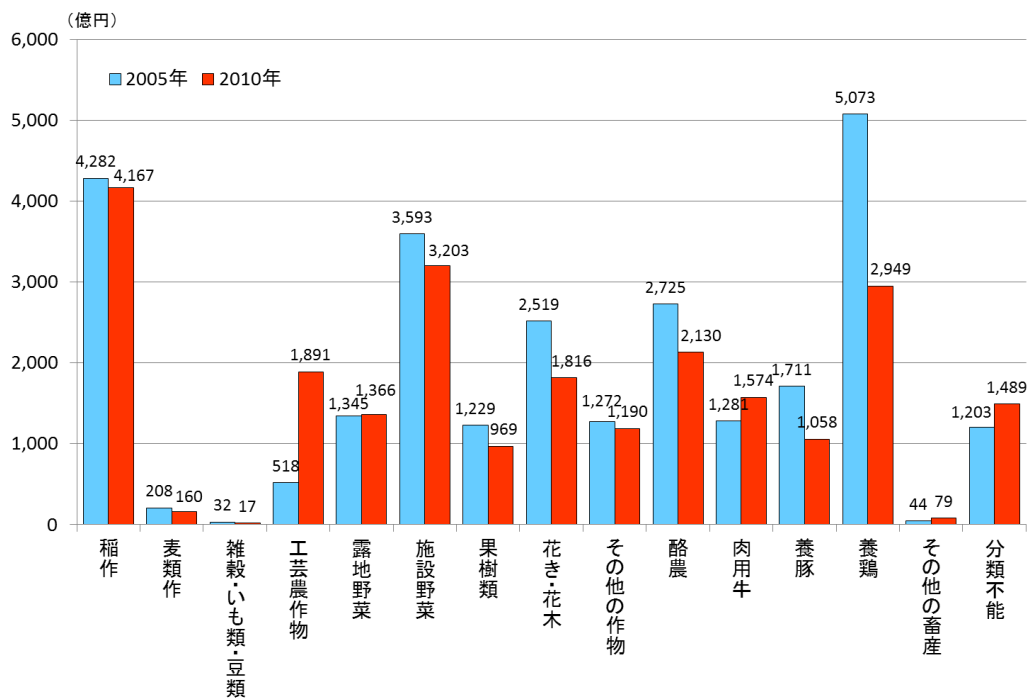
(単位:人)

産業分類	高松市	さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町	圏域計	県内 構成比
全産業(公務を除く)	204,121	16,690	12,709	6,001	6,405	9,142	2,126	9,517	266,711	62.5%
サービス業計	116,862	6,882	4,621	2,729	2,375	5,147	938	4,070	143,624	66.2%
(サービス業構成比)	57.3%	41.2%	36.4%	45.5%	37.1%	56.3%	44.1%	42.8%	53.9%	
G 情報通信業	5,726	12	8	13	1	4	1	37	5,802	91.8%
37 通信業	1,922	-	3	11	-	-	-	20	1,956	94.7%
39 情報サービス業	2,531	10	1	-	1	-	-	17	2,560	93.6%
H 運輸業、郵便業	12,980	936	642	351	467	320	269	757	16,722	61.5%
42 鉄道業	1,753	4	215	-	25	-	-	3	2,000	82.5%
43 道路旅客運送業	1,942	179	53	69	23	45	1	42	2,354	69.3%
44 道路貨物運送業	6,946	557	270	57	217	221	117	674	9,059	58.3%
49 郵便業(信書便事業を含む)	1,090	107	47	50	30	33	7	37	1,401	70.4%
J 金融業、保険業	8,129	325	208	92	73	96	9	64	8,996	74.9%
62 銀行業	2,568	140	95	30	31	40	9	33	2,946	73.8%
63 協同組織金融業	1,012	39	14	26	21	19	-	-	1,131	74.0%
67 保険業(注)	3,542	146	89	26	21	37	-	31	3,892	72.5%
K 不動産業、物品賃貸業	6,123	276	97	44	102	148	11	122	6,923	71.6%
68 不動産取引業	1,107	32	13	2	11	18	-	6	1,189	69.1%
69 不動産賃貸業・管理業	3,238	73	53	32	80	108	11	37	3,632	71.0%
70 物品賃貸業	1,298	149	29	10	10	19	-	79	1,594	69.6%
L 学術研究、専門・技術サービス業	5,668	248	116	90	39	144	-	253	6,558	65.6%
72 専門サービス業	2,225	120	50	57	24	17	-	23	2,516	74.8%
74 技術サービス業	2,590	120	63	33	15	79	-	41	2,941	62.7%
M 宿泊業、飲食サービス業	18,854	1,185	811	901	457	475	321	670	23,674	64.0%
75 宿泊業	1,899	118	158	598	188	76	221	5	3,263	63.6%
76 飲食店	15,512	934	532	285	219	347	80	595	18,504	65.4%
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	1,417	132	106	18	45	52	19	58	1,847	53.7%
N 生活関連サービス業、娯楽業	10,092	810	444	303	169	364	15	418	12,615	64.7%
78 洗濯・理容・美容・浴場業	5,085	432	259	215	97	146	14	147	6,395	65.2%
79 その他の生活関連サービス業	1,447	83	70	36	24	52	1	31	1,744	66.3%
80 娯楽業	3,525	295	115	52	48	164	-	240	4,439	63.4%
O 教育、学習支援業	5,494	477	69	51	47	956	41	53	7,188	73.0%
81 学校教育	2,770	292	-	-	3	865	-	-	3,930	77.4%
82 その他の教育、学習支援業	2,724	185	69	51	44	91	41	53	3,258	68.3%
P 医療、福祉	22,874	1,802	1,630	417	630	2,063	84	980	30,480	60.4%
83 医療業	12,473	684	679	100	307	1,590	5	675	16,513	57.5%
85 社会保険・社会福祉・介護事業	10,095	1,116	951	317	322	470	79	277	13,627	63.9%
Q 複合サービス事業	1,370	230	186	130	123	101	43	102	2,285	57.2%
87 協同組合	865	146	131	90	87	55	33	60	1,467	56.1%
R サービス業(他に分類されないもの)	19,552	581	410	337	267	476	144	614	22,381	72.6%
88 廃棄物処理業	973	114	25	30	51	51	31	106	1,381	66.2%
89 自動車整備業	1,041	94	58	80	12	41	-	81	1,407	61.2%
90 機械等修理業(別掲を除く)	1,313	11	21	16	4	12	82	31	1,490	83.1%
91 職業紹介・労働者派遣業	4,423	15	5	2	-	13	-	5	4,463	81.3%
92 その他の事業サービス業	8,541	79	53	40	81	127	12	30	8,963	76.5%
93 政治・経済・文化団体	1,490	29	35	31	17	14	11	13	1,640	81.5%
94 宗教	923	144	106	100	81	132	8	94	1,588	55.9%

(注) 「保険業」には、保険媒介代理業、保険サービス業を含む。

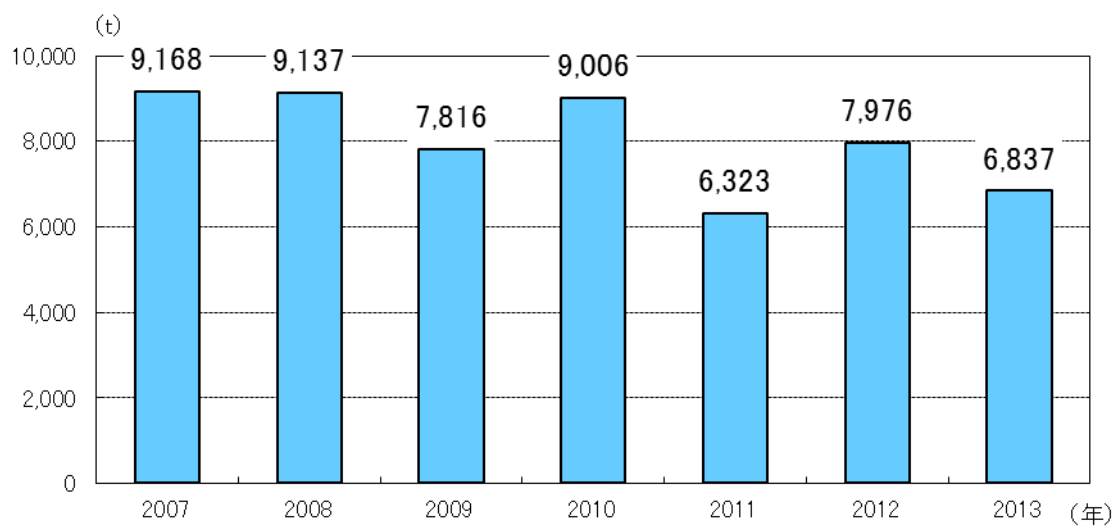
(資料) 総務省「平成 24 年 経済センサス 活動調査」

図表 II-12 圏域内の主要農作物別の販売額



(資料)

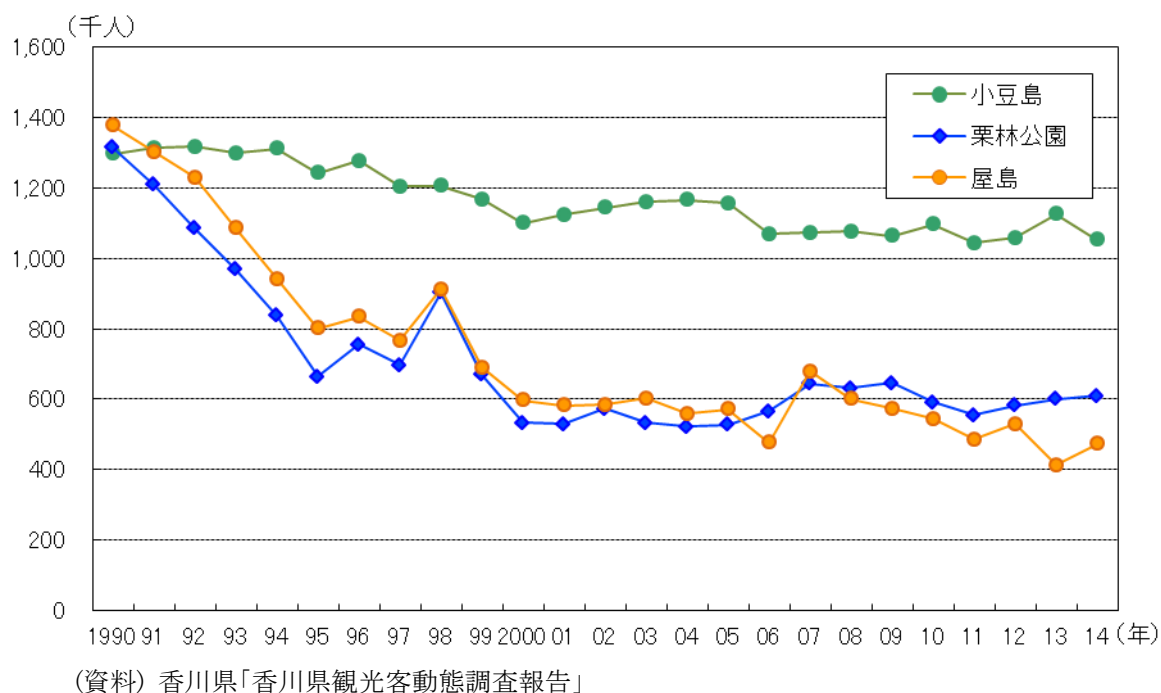
図表 II-13 圏域内の漁獲量



(資料) 農林水産省「海面漁業生産統計」



図表 II-14 圏域内の主要観光地別の観光客数



図表 II-15 圏域内の観光名所・歴史・文化財

市 町	観光名所	歴史	文化財
高松市	屋島、玉藻公園、栗林公園、塩江温泉郷	源平合戦(屋島合戦) 四国八十八箇所霊場と 遍路道	有形文化財176、無形文化財11、民俗文化財25、記念物50
さぬき市	平賀源内記念館、亀鶴公園、みろく自然公園、ドルフィンセンター、大串自然公園、津田の松原	津田古墳群、富田茶臼山古墳 四国八十八箇所霊場と 遍路道	有形文化財62、無形文化財2、民俗文化財7、記念物32
東かがわ市	讃州井筒屋敷、とらまる公園	大坂峠、引田城址、虎丸城跡	有形文化財45、無形文化財1、民俗文化財8、記念物14
土庄町	エンジェルロード、重岩、大坂城残石記念公園、土渕海峡	肥土山農村歌舞伎、虫送り	有形文化財40、民俗文化財17、記念物28、国認定重要美術品1
小豆島町	寒霞溪、中山千枚田、醬の郷、小豆島オリーブ公園、天狗岩丁場、二十四の瞳映画村	中山農村歌舞伎 小豆島八十八箇所霊場と 遍路道	有形文化財136、無形民俗文化財6、民俗文化財8、記念物35
三木町	虹の滝、三木まんで願鏡、白山、高仙山、二本杉、静薬師庵、山大寺池と嶽山	静御前伝説 大獅子	有形文化財6、民俗文化財1、記念物4
直島町	家プロジェクト、地中海美術館、直島つり公園、ふるさと海の家つ	喜兵衛島製塩遺跡	有形文化財13、無形文化財1、民俗文化財1

市 町	観光名所	歴史	文化財
	つじ荘		
綾川町	滝宮天満宮、柏原溪谷、高鉢山風穴	金比羅街道、讃岐うどん発祥地	有形文化財7、登録有形文化財5、史跡2、民俗文化財3

## 5. 高次都市機能

圏域内には、大学・高等専門学校、拠点病院といった高次都市機能の集積がみられます。

また、文化・スポーツ分野の主要施設の多くも、この圏域内に立地しています。

図表 II-16 圏域内の大学・高等専門学校の生徒数

(単位:人)

大学	学部・学科	学生数
香川大学 (高松市)	教育学部	859
	法学部	716
	経済学部	1,301
	工学部	1,168
香川大学 (三木町)	医学部	953
	農学部	656
	(合計)H27.5.1現在	5,653
香川県立保健医療大学 (高松市)	保健医療学部	90
	(合計)H28年度募集定員	90
高松大学 (高松市)	発達科学部	235
	経営学部	277
	(合計)H27.5.1現在	512
高松短期大学 (高松市)	保育学科	127
	秘書課	112
	(合計)H27.5.1現在	239
徳島文理大学香川校 (さぬき市)	香川薬学部	90
	保健福祉学部	95
	理工学部	120
	文学部	120
	(合計)H28年度募集定員	425
香川高等専門学校 (高松市)	機械工学科	40
	電気情報工学科	40
	機械電子工学科	40
	建設環境工学科	40
	(合計)H28年度募集定員	160

(資料) 各校公表資料より

図表 II-17 圏域内の大学の生徒数(大学院)

(単位:人)

大学	学部・学科	学生数		合計
		修士課程	博士課程	
香川大学 (高松市)	教育学研究科	102	-	102
	法学研究科	10	-	10
	経済学研究科	18	-	18
	工学研究科	-	246	246
	地域マネジメント研究科	70	-	70
	香川大学・愛媛大学連合法務研究科	9	-	9
香川大学 (三木町)	医学系研究科	196	-	196
	農学研究科	122	-	122
	(合計)H27.5.1現在	527	246	773
香川県立保健医療大学 (高松市)	保健医療学研究科	8	-	8
	(合計)H28年度募集定員	8	-	8
高松大学 (高松市)	経営学研究科	10	-	10
	(合計)H27.5.1現在	10	-	10
徳島文理大学香川校  (さぬき市)	薬学研究科	-	6	6
	工学研究科	-	24 (前期16名、後期8名)	24
	文学研究科	-	9 (前期6名、後期3名)	9
	(合計)H28年度募集定員	-	39	39

(資料) 各大学公表資料より

図表 II-18 圏域内の拠点病院等の状況

都市機能	連携中枢都市【高松市】	連携市町
地域がん診療連携拠点病院 (厚生労働省指定)	香川県立中央病院、高松赤十字病院	【三木町】香川大学医学部附属病院
救急病院等 (県指定等)	[第2次・第3次] 香川県立中央病院	【三木町】[第3次]香川大学医学部附属病院(救急救命センター)
	[第2次] 高松市民病院、高松赤十字病院、香川県済生会病院、屋島総合病院、りつりん病院、KKR高松病院、高松平和病院	【さぬき市】さぬき市民病院 【東かがわ市】香川県立白鳥病院 【土庄町】土庄町国民健康保険土庄中央病院 【小豆島町】小豆島町立内海病院 【三木町】香川大学医学部附属病院 【綾川町】滝宮総合病院
	[第1次] 高松市夜間急病診療所	【さぬき市】大川地区小児夜間急病診察室
周産期母子医療センター	高松赤十字病院	【三木町】香川大学医学部附属病院
その他 (市立、町立病院)	高松市民病院塩江分院、高松市民病院附属香川診療所	【さぬき市】さぬき市国民健康保険津田診療所、さぬき市国民健康保険多和診療所 【直島町】直島町立診療所 【綾川町】綾川町国民健康保険陶病院、綾川町国民健康保険綾上診療所、綾川町国民健康保険羽床上診療所

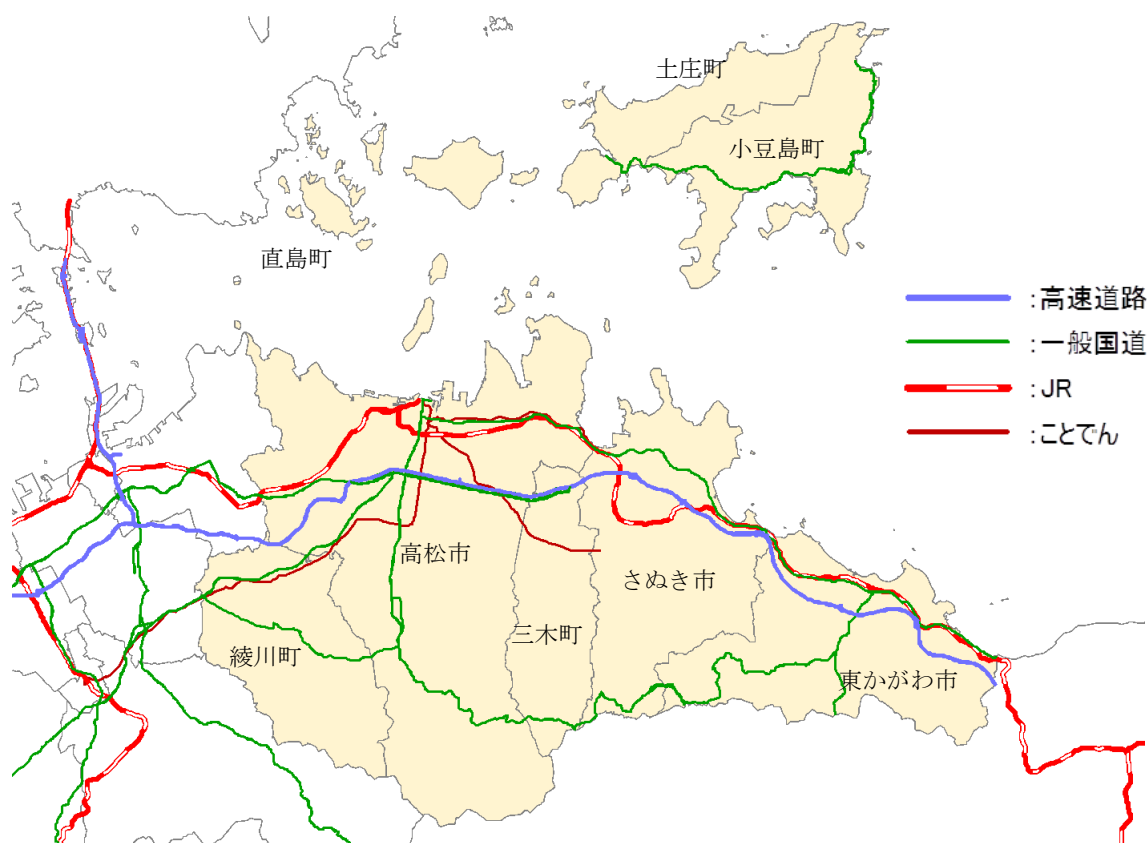
図表 II-19 圏域内の圏域内の主な文化・スポーツ・消費施設

都市機能	連携中枢都市【高松市】	連携市町
放送	西日本放送、瀬戸内海放送、岡山放送、山陽放送、テレビせとうち、ケーブルメディア四国、エフエム香川、エフエム高松コミュニティ放送	【さぬき市】さぬき市コミュニティ放送
シネマコンプレックス	1施設	【綾川町】1施設

都市機能	連携中枢都市【高松市】	連携市町
美術館・博物館 ・資料館等	高松市美術館、高松市塩江美術館、高松市歴史資料館、高松市石の民俗資料館、高松市讃岐国分寺跡資料館、高松市香南歴史民俗郷土館、高松市菊池寛記念館、香川県立ミュージアム、瀬戸内海歴史民俗資料館、イサム・ノグチ庭園美術館、ジョージナカシマ記念館、四国村(四国民家博物館)、高松平家物語歴史館	【さぬき市】さぬき市歴史民俗資料館、雨滝自然科学館、文化資料展示館、おへんろ交流サロン 【東かがわ市】白鳥美術館、東かがわ市歴史民俗資料館、手袋資料館、マーレリッコ、とらまる人形劇ミュージアム 【土庄町】豊島美術館、小豆島尾崎放哉記念館、土庄町尾崎放哉資料館 【小豆島町】壺井栄文学館 【直島町】地中美術館、李禹煥美術館
大型文化芸術ホール	サンポートホール高松(高松市文化芸術ホール)、高松国分寺ホール、アルファあなぶきホール(香川県県民ホール)	【さぬき市】志度音楽ホール 【東かがわ市】東かがわ市交流プラザ 【土庄町】土庄町立中央公民館 【三木町】三木町文化交流プラザ(メタホール)
大規模図書館	高松市中央図書館、牟礼図書館、香川図書館、国分寺図書館、香川県立図書館	【さぬき市】志度図書館、寒川図書館 【東かがわ市】東かがわ市とらまる図書館 【土庄町】土庄町立中央図書館 【三木町】三木町文化交流プラザ(メタライブラリー) 【綾川町】綾川町立生涯学習センター、綾上図書館
スポーツ施設 (市立、町立施設)	体育館・武道館等(高松市総合体育館等)12、プール(福岡町プール等)8、その他グラウンド等19施設	【さぬき市】体育館6、武道館4、プール1、その他グラウンド等5 【東かがわ市】体育館・武道館6、プール1、野球場2、テニスコート4、その他グラウンド等6 【土庄町】体育館(土庄町総合会館等)8、その他グラウンド等9 【小豆島町】体育館・武道館等(内海体育館等)7、プール2、その他グラウンド等3 【三木町】三木町総合運動公園(体育館・プール・野球場・屋内ゲートボール場・テニスコート各1、サッカー場2)、テニスコート1、柔剣道場1

都市機能	連携中枢都市【高松市】	連携市町
		<p>【直島町】直島町西部公民館、地域づくり人材育成センター、町民グラウンド、直島中学校体育館、武道館</p> <p>【綾川町】体育館・武道館等2、プール1、野球場1、陸上競技場1、テニスコート2、その他グラウンド等2施設</p>
公園	中央公園、橘ノ丘総合運動公園、如意輪寺公園、峰山公園、仏生山公園、東部運動公園、さぬき空港公園	<p>【さぬき市】津田総合公園、長尾総合公園、志度総合運動公園</p> <p>【東かがわ市】白鳥中央公園、とらまる公園</p> <p>【土庄町】土庄町高見山公園、御影運動公園、大坂城残石記念公園</p> <p>【小豆島町】内海総合運動公園、草壁児童公園、太陽児童公園、草壁港緑地</p> <p>【三木町】三木町総合運動公園(太古の森、ぼうけんパーク)</p> <p>【直島町】貴船公園、文教区公園、直島ダム公園、宮ノ浦公園、横防公園、南寺ポケットパーク</p> <p>【綾川町】綾川町総合運動公園、綾川町ふれあい運動公園、綾川町横山農村運動ひろば、高山航空公園</p>
大規模小売店	百貨店 (5,000 m <sup>2</sup> 以上)1店	
	大型書店 (5,000 m <sup>2</sup> 以上)1店	
	大型家電量販店 (5,000 m <sup>2</sup> 以上)4店	【綾川町】1店
	大型ショッピングセンター(5,000 m <sup>2</sup> 以上)20店	<p>【さぬき市】2店</p> <p>【東かがわ市】2店</p> <p>【土庄町】1店</p> <p>【三木町】2店</p> <p>【綾川町】1店</p>

図表 II-20 圏域内の交通網



## 6. 生活関連機能

圏域内には、2013年時点で、46の一般病院、525の一般診療所が立地しており、人口千人当たりの医療施設数は1.0施設となっています。

2012年の圏域内の医師数は、人口1万人当たりで28.4人ですが、産婦人科の医師は1.1人、小児科の医師は2.1人となっています。

高齢化率の上昇に伴って、圏域内で介護を必要とする高齢者は年々増加しています。また、障がい者支援施設の在り者数も年々増加しています。

図表 II-21 構成自治体の医療施設の状況(平成 25 年)

(単位:カ所)

構成市町	一般病院数	一般診療所数	人口千人当たり 医療施設数
高松市	32	412	1.1
さぬき市	2	41	0.8
東かがわ市	3	21	0.7
土庄町	1	9	0.7
小豆島町	3	5	0.5
三木町	3	19	0.8
直島町	-	2	0.6
綾川町	2	16	0.7
構成市町計	46	525	1.0

(注) 人口は、総務省「平成 22 年 国勢調査」による。

(資料) 厚生労働省「平成 25 年 医療施設(動態)調査」

図表 II-22 構成自治体の医師数の状況(平成 24 年)

(単位:人)

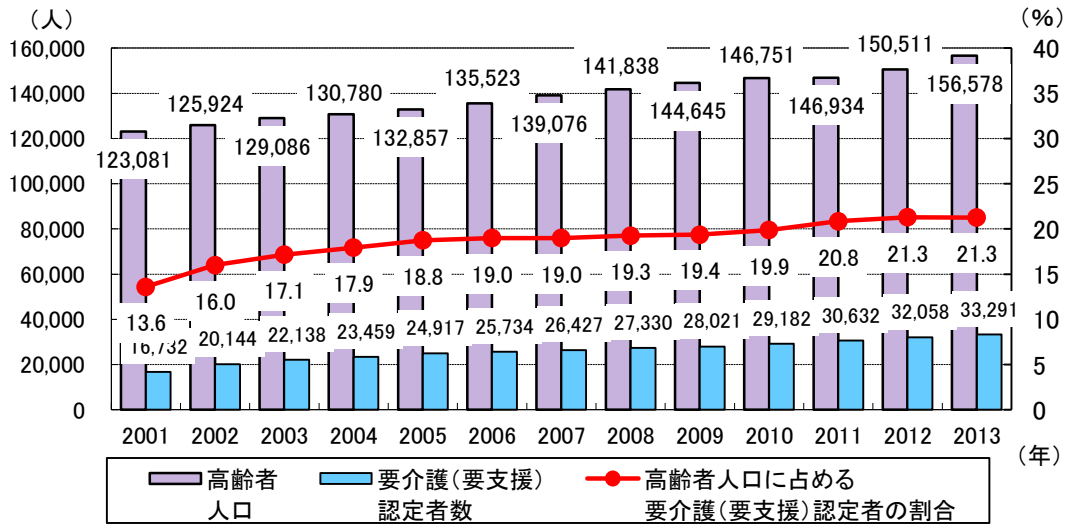
構成市町	医師数			人口1万人当たり医師数		
	総数	産婦人科	小児科	総数	産婦人科	小児科
高松市	1,085	44	74	25.9	1.0	1.8
さぬき市	68	3	11	12.8	0.6	2.1
東かがわ市	56	2	8	16.7	0.6	2.4
土庄町	19	-	4	12.6	-	2.6
小豆島町	28	2	2	17.3	1.2	1.2
三木町	376	11	25	132.1	3.9	8.8
直島町	1	-	1	3.0	-	3.0
綾川町	53	1	2	21.5	0.4	0.8
構成市町計	1,686	63	127	28.4	1.1	2.1

(注) 人口は、総務省「平成 22 年 国勢調査」による。

(資料) 厚生労働省「平成 24 年 医師・歯科医師・薬剤師調査」

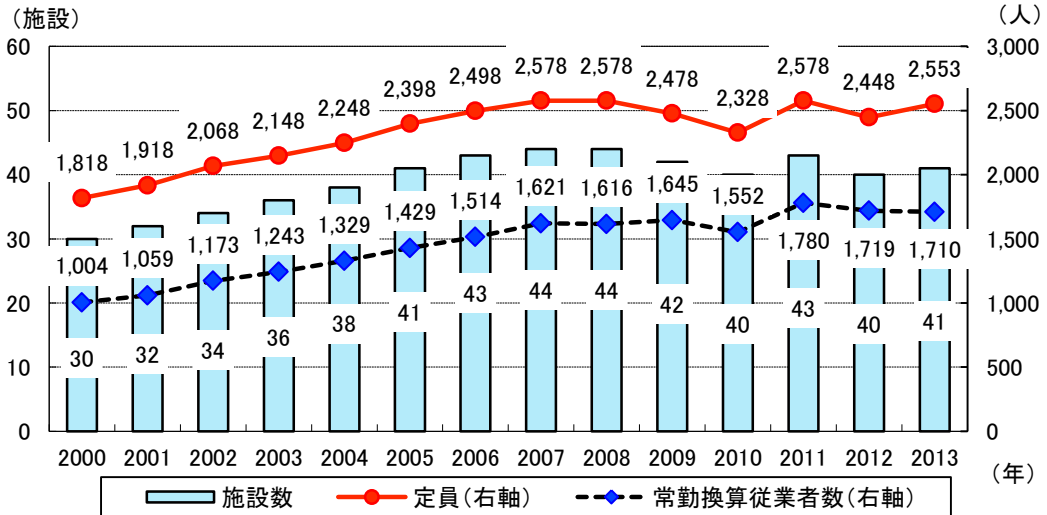


図表 II-23 圏域内の介護を必要としている高齢者の割合



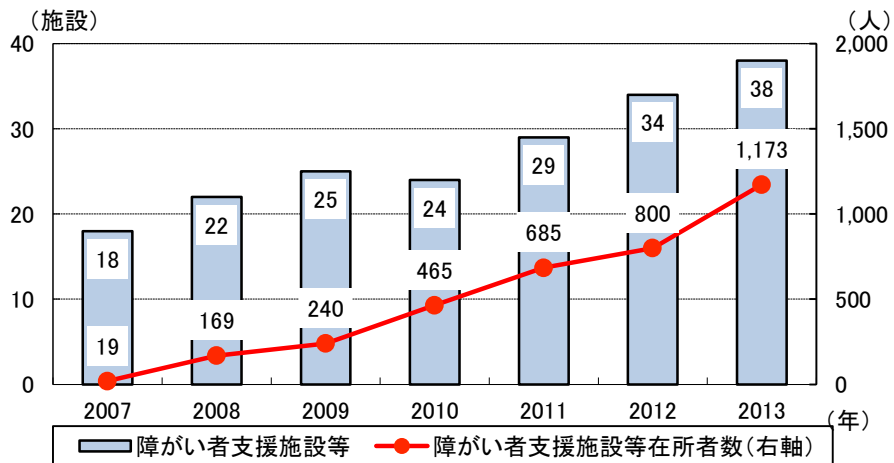
(資料) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」、総務省「住民基本台帳に基づく人口」

図表 II-24 圏域内の介護老人福祉施設等の状況



(資料) 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

図表 II-25 圏域内の障がい者支援施設等の状況



(資料) 厚生労働省「社会福祉施設等調査」



## IV. 将来像実現に向けた取組

### ●施策体系





## 《参考資料》







## ●瀬戸・高松広域連携中枢都市圏推進委員会規約

(名称)

第1条 この会は、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、国の連携中枢都市圏構想の下、相当の規模と中核性を備える圏域の中心的な役割を担う高松市（以下「連携中枢都市」という。）と連携中枢都市と連携する意思を有する市町（以下「連携市町」という。）とが、役割分担と相互の連携協力の下に行う取組等について協議し、人口減少、少子・超高齢社会においても、経済を活性化し、圏域全体の魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことのできる圏域を形成することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日総行市第200号。以下「要綱」という。）第5の規定に基づく連携中枢都市圏形成に係る連携協約に関する事。
- (2) 要綱第6の規定に基づく連携中枢都市圏ビジョンに関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって充てる委員で組織する。

- (1) 連携中枢都市及び連携市町（以下「関係市町」という。）の長
- (2) 関係市町の議会の議長  
(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長は連携中枢都市の市長の職にある者を、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、連携中枢都市に置く。

(委員会の運営の細則)

第8条 その他委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成27年8月14日から施行する。

●瀬戸・高松広域連携中枢都市圏推進委員会（仮称）委員名簿

（敬称略）

市 町 名	市 長 ・ 町 長	議 長
高松市	大西 秀人	岡下 勝彦
さぬき市	大山 茂樹	多田 泰宏
東かがわ市	藤井 秀城	田中 貞男
土庄町	三枝 邦彦	濱中 幸三
小豆島町	塩田 幸雄	森口 久士
三木町	筒井 敏行	香西 茂知
直島町	濱中 満	蓬 清二
綾川町	藤井 賢	鈴木 義明

## ●瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン（仮称）策定懇談会設置要綱

（設置）

第1条 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン（仮称）の策定に当たり、広く有識者等から意見を聴くため、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン（仮称）策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この要綱において「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン（仮称）」とは、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日総行市第200号）第6の規定に基づき本市が策定する連携中枢都市圏ビジョンをいう。

（意見を聴取する事項）

第3条 市長は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- （1） 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン（仮称）の策定に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 懇談会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員
- （2） 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏（仮称）形成に係る連携協約に基づき推進する取組事項に関連する分野の関係者

（会長及び副会長）

第5条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 懇談会の庶務は、市民政策局政策課において行う。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年6月23日から施行する。

（招集の特例）

2 この要綱による最初の懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

●瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン（仮称）策定懇談会委員名簿

（敬称略 五十音順）

区分	氏名	役職等
会長	井原 健雄	香川大学名誉教授
副会長	嘉門 雅史	京都大学名誉教授、一般社団法人環境地盤工学研究所 理事長
委員	板倉 宏昭	香川大学大学院 地域マネジメント研究科 教授
	熊 紀三夫	瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会公募委員（高松丸亀町TCM株式会社 代表取締役）
	佐野 正	高松観光コンベンション・ビューロー 理事長
	柴田 潤子	香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科 科長 教授
	島田 博美	高松市芸術団体協議会 会長
	神内 仁	高松市医師会 副会長
	滝川 三郎	高松市コミュニティ協議会連合会 会長
	佃 昌道	高松大学 学長
	常川 真由美	瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会公募委員（四国環境パートナーシップオフィス 所長）
	徳増 育男	瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会公募委員
	三井 文博	特定非営利活動法人アーキペラゴ 代表理事
	宮本 美枝子	“ぐるっと高松”公共交通を育てる会 代表
	森山 敏子	高松市民生委員児童委員連盟 副会長
	好井 明子	高松市PTA連絡協議会 相談役
	吉田 洋子	高松商工会議所女性会 副会長
頼富 俊哉	株式会社百十四銀行 執行役員 営業統括部長	

任期：平成27年7月23日～平成28年3月31日

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン(仮称)  
に掲載を予定している項目 II

## 《 目 次 》

●施策体系 .....	
1. 圏域全体の経済成長のけん引.....	
2. 高次の都市機能の集積・強化.....	
3. 圏域全体の生活関連機能サービスの向上.....	

### ●施策体系

### 1. 圏域全体の経済成長のけん引

成果指標 (KPI)	指標	現状値	データ出典

【連携協約】

【取組内容】

事業名	○○○○○○○○○○○○○○○○						
連携市町	さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町
事業概要							
連携して得られる成果							
事業費の見込 (千円)	H28	H29	H30	H31	総計		
	H32	H33	H34	H35			
役割分担 及び 費用負担の 考え方	高松市						
	連携市町						

### 2. 高次の都市機能の集積・強化

### 3. 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

◆連携中枢都市圏移行スケジュール (H27.11月時点)

資料4

